

令和7年度 第2回 山形市成年後見推進協議会

日時: 令和8年2月17日(木) 15:00～16:30

会場: 山形市男女共同参画センター 視聴覚室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

(1) 令和7年度における山形市の利用促進の取組状況について

資料1

(2) 各団体・機関の活動状況について

資料2

4 協 議

(1) 令和8年度における山形市の利用促進の取組について

資料3

(2) 「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」について

資料4

(3) その他

5 閉 会

山形市成年後見推進協議会 委員名簿

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(敬称略、順不同)

番号	氏 名	役 職	備考
1	豊田 正利	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	会長
2	石垣 肇之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	職務代行者
3	石沢 光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	柴田 邦昭 (代理:鈴木 孝)	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長 (成年後見センターばあとなあ山形運営委員)	
5	中村 雄二郎	山形県行政書士会	
6	後藤 和樹	山形さくら町病院 医療福祉相談室 室長	
7	山本 元	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事	
8	會田 雄	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副部会長 (向陽園地域生活支援センター心音)	
9	武田 信広	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (地域包括支援センター敬寿会)	
10	阿部 遼華	山形市障がい者自立支援協議会 相談支援部会 (相談支援事業所まんさく)	
11	栗田 俊彦	やまがた市民後見サポートセンター 副理事長	
12	川井 幸樹 (代理:田島 幸)	山形県健康福祉部高齢者支援課長 (同課 主査)	

オブザーバー

1	有我 信敬	山形家庭裁判所 訟廷管理官	
---	-------	---------------	--

山形市福祉推進部

1	平 吹 史 成 福祉推進部長
2	阿 部 伸 也 福祉推進部次長(兼)長寿支援課長
3	清 野 開 福祉推進部障がい福祉課長
4	加 藤 慶 子 長寿支援課課長補佐
5	齋 藤 俊 邦 障がい福祉課課長補佐
6	進 藤 義 悦 長寿支援課課長補佐(兼)ようご支援係長
7	太 田 陽 子 障がい福祉課障がい福祉第二係長
8	渋 間 仁 敬 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
9	佐 藤 明 日 香 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
10	奥 山 紗 央 里 障がい福祉課障がい福祉第二係主任精神保健福祉士
11	山 口 大 地 障がい福祉課障がい福祉第二係 主事

山形市社会福祉協議会(山形市成年後見センター)

1	高 瀬 謙 治 常務理事
2	佐 藤 貴 司 事務局長
3	漆 山 弘 幸 事務局次長
4	鈴 木 裕 美 成年後見センター長(兼)相談支援課長
5	児 玉 和 行 相談支援課 権利ようご係長
6	神 谷 晃 司 相談支援課 権利ようご係 主査
7	木 内 優 子 相談支援課 権利ようご係 主任

令和7年度における山形市の利用促進の取組状況

1. 地域連携ネットワークの強化

(1) 山形市成年後見推進協議会の開催

第1回…令和7年8月1日に開催。

山形市及び各団体の活動状況報告。事例検討による対応の流れの共有。

第2回…令和8年2月17日に開催。

令和8年度の取組の協議。「成年後見制度活用検討チェックリスト」使用状況報告。

(2) 関係団体との連携

- ・令和8年2月24日「市福祉協力員連絡会地区代表者会議」にて制度周知啓発を行います。
- ・令和8年3月に「民生委員児童委員協議会各地区定例会」にて制度周知啓発を行います。
- ・令和8年3月に介護保険事業所への「集団指導」において制度周知啓発を行います。

2. 周知・広報

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

(1) 成年後見センターチラシの作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応や各種研修会において配布しています。

(2) 成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。

令和7年度は、5月に500部を発行し、金融機関や包括、障がい相談支援事業所、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

また、令和8年1月にも500部を発行し、金融機関や包括、障がい相談支援事業所、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

(3) 社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図りました。

(4) 外部会議における周知・広報(出前講座、研修会講師依頼等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	16	8	8	13	7	11	18	12	10	11			114
令和6年度	2	15	3	5	3	2	8	12	12	15	6	11	94
令和5年度	0	3	3	2	1	5	4	2	1	4	0	1	26

実績：民児協定例会、認知症カフェ、介護保険施設、山形県高次脳機能障がい者友の会、

各地域包括支援センター、市民向け、各種ケア会議等

● 内容

成年後見制度や成年後見センターの概要、現状、相談内容など対象者に合わせて説明を行っています。

(5) 成年後見制度市民セミナーの開催

令和7年9月30日「もっと身近に成年後見制度～気になるお金と住まいと介護のこと～」と題し、成年後見制度の活用法についてのセミナーを開催しました。

30名の参加者があり、セミナー後の個別相談にも4組が参加しました。

3. 相談対応

成年後見制度の利用に関する相談・個別の相談ケースの対応、申し立て手続きに対する助言、書類の書き方などの支援を行っています。

●相談対応を行う職員への研修

- ・「地域包括支援センター権利擁護部会」にて新任職員を中心に申し立て状況の共有を行いました。
- ・後見センター内部で、制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施しました。

●令和5年度からの山形市成年後見センター事業相談及び問合せ状況

(1)相談・問い合わせ状況

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
相談 内 訳	高齢者	初回	18	19	29	31	25	35	19	26	22	26			250
		継続	7	13	25	24	23	24	16	17	15	18			182
	障がい者	初回	3	7	7	3	8	6	5	2	6	7			54
		継続	0	3	7	1	1	3	3	0	1	1			20
	その他	初回	10	6	3	5	5	5	5	5	3	6			53
		継続	2	0	0	2	0	2	2	0	1	0			9
	令和7年度 計		40	48	71	66	62	75	50	50	48	58	0	0	568
	高齢者	初回	29	24	16	31	23	34	28	29	29	16	20	29	308
		継続	12	10	11	17	8	17	25	12	16	10	9	19	166
	障がい者	初回	4	3	2	6	9	5	9	6	6	6	11	3	70
		継続	2	1	3	5	2	3	4	6	2	1	5	8	42
	その他	初回	5	7	2	3	7	3	2	3	4	2	2	4	44
		継続	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	6
令和6年度延べ件数			53	46	35	62	49	63	68	57	57	35	47	64	636
令和5年度延べ件数			33	37	38	17	53	25	29	25	49	39	33	26	404

※初回・・・初めてセンターに入った相談 ※継続・・・2回目以降の相談

(2)相談連絡方法別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
問 合 件 数	電 話	高齢	12	18	39	39	44	35	18	21	20	32			278
		障がい	2	8	9	3	7	5	3	1	4	8			50
		その他	7	5	3	6	3	3	6	1	4	4			42
	来 所	高齢	11	12	14	11	2	20	11	17	14	9			121
		障がい	1	1	4	1	1	2	5	1	2	0			18
		その他	5	1	0	1	2	4	1	4	0	2			20
	訪 問	高齢	2	2	1	5	2	4	6	5	3	3			33
		障がい	0	1	1	0	1	2	0	0	1	0			6
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	令和7年度 計		40	48	71	66	62	75	50	50	48	58	0	0	568

(3)相談者別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
問 合 ・ 相 談 者	本 人	高齢	4	6	3	6	1	10	6	2	3	1			42
		障がい	0	3	4	0	1	2	0	0	0	0			10
		その他	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2			5
	令和7年度合計		6	9	7	7	2	12	6	2	3	3	0	0	57
	令和6年度合計		5	8	6	4	3	16	7	6	7	4	6	7	79
	令和5年度合計		4	4	0	3	4	4	5	4	12	6	1	3	50
	親 族	高齢	10	10	10	8	6	13	8	9	12	11			97
		障がい	0	1	2	0	2	4	4	1	0	1			15
		その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			1
	令和7年度合計		10	11	12	8	8	17	12	11	12	12	0	0	113
	令和6年度合計		13	8	8	18	11	16	15	13	15	7	11	18	153
	令和5年度合計		5	10	12	6	21	7	13	5	9	16	9	7	120
	山形市役所	高齢	1	8	4	6	9	10	4	8	5	4			59
		障がい	0	1	0	2	0	1	0	0	1	3			8
		その他	0	0	1	3	1	0	2	1	1	0			9
	令和7年度合計		1	9	5	11	10	11	6	9	7	7	0	0	76
	令和6年度合計		4	1	2	7	3	4	6	4	2	0	2	4	39
	令和5年度合計		0	3	2	1	4	1	1	1	2	3	5	2	25
	地域包括 支援センター	高齢	1	0	2	5	2	4	1	5	0	2			22
		障がい	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0			1
		その他	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1			4
	令和7年度合計		1	0	2	6	4	4	2	5	0	3	0	0	27
	令和6年度合計		1	2	1	2	4	3	6	0	1	1	2	3	26
	令和5年度合計		0	0	4	2	2	1	1	0	6	0	2	0	18
	居宅・ 福祉関係者	高齢	4	6	25	16	18	14	10	11	6	10			120
		障がい	2	0	4	1	2	1	2	1	4	1			18
		その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1			2
	令和7年度合計		6	6	29	17	20	15	13	12	10	12	0	0	140
	令和6年度合計		14	10	10	17	12	16	18	15	16	19	14	14	175
	令和5年度合計		15	12	11	2	13	8	5	6	14	5	5	5	101
	社協	高齢	1	1	0	6	3	1	3	1	1	2			19
		障がい	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0			6
		その他	5	5	1	2	1	2	2	1	2	0			21
	令和7年度合計		6	8	2	9	1	3	5	2	5	2	0	0	43
	金融機関	高齢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		その他	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0			3
	令和7年度合計		3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
	病院	高齢	1	1	6	2	6	4	1	11	1	4			37
		障がい	0	1	3	0	4	0	0	1	0	0			9
		その他	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0			5
	令和7年度合計		1	3	9	2	10	8	1	12	1	4	0	0	51
	障がい相談 支援事業所	高齢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3			5
		その他	0	0	1	0	0	2	1	1	1	0			6
	令和7年度合計		1	0	1	0	0	2	2	1	1	3	0	0	11
	その他	高齢	3	0	4	6	3	4	2	7	9	9			47
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		その他	2	0	0	0	0	2	1	1	0	2			8
	令和7年度合計		5	0	4	6	3	6	3	8	9	11	0	0	55
	令和6年度合計		15	10	6	12	4	4	14	10	12	1	9	15	112
	令和5年度合計		5	6	6	3	8	4	4	6	3	9	9	5	68

(4)相談内容内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相 談 内 容	成年後見制 度について	高齢	13	12	20	17	11	28	16	11	10	16			154
		障がい	0	1	8	1	3	6	4	1	1	1			26
		その他	2	1	0	1	2	0	1	1	1	1			10
		令和7年度合計	15	14	28	19	16	34	21	13	12	18	0	0	190
	令和6年度合計		23	22	17	12	25	38	21	26	27	16	30	29	286
	令和5年度合計		18	20	23	8	26	13	14	14	19	22	13	12	202
	申立・手続・ 説明・支援	高齢	7	7	15	12	8	8	6	8	7	12			90
		障がい	0	1	9	0	2	3	2	0	4	1			22
		その他	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0			4
		令和7年度合計	7	9	24	12	12	11	8	8	12	13	0	0	116
	令和6年度合計		14	8	13	15	16	22	20	14	11	5	13	21	172
	令和5年度合計		8	11	12	6	17	6	10	3	10	11	5	5	104
	金銭・財産 について	高齢	17	19	33	36	42	38	16	27	17	16			261
		障がい	2	5	7	2	4	2	2	2	5	5			36
		その他	2	0	0	0	0	1	0	2	1	1			7
		令和7年度合計	21	24	40	38	46	41	18	31	23	22	0	0	304
	令和6年度合計		17	25	15	31	19	38	35	25	29	27	27	37	325
	令和5年度合計		12	10	14	6	24	10	10	3	23	13	16	12	153
	将来に対す る不安	高齢	18	23	26	37	29	45	21	31	19	26			275
		障がい	3	7	8	2	5	8	2	1	5	3			44
		その他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1			3
		令和7年度合計	21	30	34	39	34	54	23	33	24	30	0	0	322
	令和6年度合計		23	23	17	27	19	35	29	22	23	25	15	32	290
	令和5年度合計		12	11	15	2	18	10	13	7	31	10	14	11	154
	後見人業務 について	高齢	7	7	18	13	8	9	5	14	12	12			105
		障がい	0	0	5	2	3	2	1	1	1	1			16
		その他	2	0	1	2	1	3	2	0	2	3			16
		令和7年度合計	9	7	24	17	12	14	8	15	15	16	0	0	137
	令和6年度合計		14	17	7	15	12	15	10	12	10	2	9	14	137
	令和5年度合計		6	6	9	2	17	6	3	4	9	11	5	8	86
	後見センター について	高齢	0	1	2	1	0	2	2	2	2	1			13
		障がい	0	0	1	2	1	0	0	0	1	0			5
		その他	4	4	1	5	2	3	3	0	2	1			25
		令和7年度合計	9	9	12	11	8	10	7	7	7	2	0	43	125
	令和6年度合計		12	12	5	4	8	10	8	12	10	4	4	49	138
	令和5年度合計		3	3	3	2	4	7	6	2	6	8	4	28	76
	その他	高齢	0	1	2	1	5	1	2	2	2	6			22
		障がい	0	1	0	0	1	0	3	0	0	1			6
		その他	6	5	0	0	3	1	3	4	0	3			25
		令和7年度合計	6	7	2	1	9	2	8	6	2	10	0	0	53
	令和6年度合計		6	2	5	5	4	6	5	3	5	0	6	6	53
	令和5年度合計		3	2	5	3	3	2	3	5	6	2	4	4	42

4. 制度利用促進

●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1) ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2) ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ぽあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいています。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが運営しています。

R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	5	3	3	8	6	4	8	3	1	4			45
ケース方針調整会議	5	3	3	8	6	4	8	3	1	4			45
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
調整保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1

市長申立状況
38件(長寿支援課)
2件(障がい福祉課)
合計 40件

※令和8年1月末時点

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	43
障がい者	2
合計	45

類型別	件数
後見	23
保佐	14
補助	2
未定	6
合計	45

受任調整先	件数
県弁護士会	3
リーガル	8
ぽあとなあ	12
市社協	18
市民後見人	3
保留	1
合計	45

※課題解決後リレー 2件

R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	1	2	4	4	4	0	5	5	2	3	3	3	36
ケース方針調整会議	1	2	4	3	4	0	5	4	2	3	3	3	34
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
調整保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市長申立状況
29件(長寿支援課)
4件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	32
障がい者	2
合計	34

類型別	件数
後見	25
保佐	6
補助	1
未定	2
合計	34

受任調整先	件数
県弁護士会	2
リーガル	6
ぽあとなあ	15
市社協	9
市民後見人	2
保留	0
合計	34

※課題解決後リレー 2件

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
ケース方針調整会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整保留	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2

市長申立状況
29件(長寿支援課)
4件(障がい福祉課)

※6月会議に2月保留案件の再調整が1件含まれている。6月の保留案件は翌月に調整済み。10月の保留案件は、再調整前に本人死亡。

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	39
障がい者	5
合計	44

類型別	件数
後見	29
保佐	14
補助	1
未定	0
合計	44

受任調整先	件数
県弁護士会	2
リーガル	3
ぽあとなあ	16
市社協	21
市民後見人	1
保留	2
合計	45

※課題解決後リレー 4件

※リーガルと市社協による複数後見 1件

●市民後見人の養成

令和6年度より山形県において養成研修を行っているため、山形市での講習は開催していません。
 令和6年度の山形県「市民後見人養成研修」修了者で、山形市において活動を希望する方15名を対象に、令和7年9月17日に「山形市の福祉施策」の補講を行いました。
 そのうち、市民後見人活動を希望する3名を対象に10月8日に登録選考面接を行いました。
 令和7年度県研修修了者のうち山形市で活動希望する5名につきましては、令和8年1月28日に同内容で補講を行っており、2月20日に登録選考面接を行う予定です(6名の予定)。

(1)市民後見人名簿登録推移

	修了者累計(※1)	登録者(※2)	受任者(※3)
H28	22(22)		0
H29	34(12)	14	1
H30	45(11)	23	4
H31	58(13)	28	6
R2	69(11)	37	3
R3	77(8)	46	3
R4	86(9)	48	7
R5	87(9)	49	8
R6		30	7
R7		28	10

※1 ()内は当該年度の山形市基礎講習修了者数。

※2 前年度までの修了者で、当該年度の5月に家裁に登録した人数。

講習を修了しても、市民後見人登録を希望しない修了者もいる。

※3 受任者は年度内の最大値

(2)山形市養成講習修了者(～R5)への支援

上記の県研修修了者補講をフォローアップ講習として開催し、14人が受講しました。

●令和6年度における市長申立事務状況

市長申立案件と判断してから申立てまでの期間につきましては概ね5ヶ月となっております。
 申立までに時間を要する要因としては「親族確定(戸籍調査)・調整」「本人の状況把握」があります。
 相談段階で戸籍調査を開始する、調査中でも受任者調整会議に諮る等、円滑な事務遂行を進めます。

●後見人等報酬助成(令和8年1月末時点)

令和7年度		令和6年度		令和5年度	
高齢者	44	高齢者	52	高齢者	46
障がい者	4	障がい者	5	障がい者	7
計	48	計	57	計	53

5. 後見人支援について

(1)後見支援チーム会議

市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、後見人や関係者が、情報共有や支援の方向性を検討する後見支援チーム会議を開催しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	2	1	0	4	4	3	2	4	4	4			28
令和6年度	2	2	2	3	1	1	1	6	1	0	0	6	25
令和5年度	0	2	0	3	1	3	5	2	4	4	3	2	29

(2)後見支援チーム会議への専門職派遣

後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職を派遣し、課題解決に向けたアドバイスが得られるように支援しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
令和6年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
令和5年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5

(3)利用支援事業周知リーフレットの作成・周知

1,000部作成し、ケアマネ等専門職向け研修等で配布しました。

各 団 体 ・ 機 関 の 活 動 状 況
(令和7年度第1回協議会報告以降の追加情報)

団体名	山形県行政書士会
活動状況	令和7年9月に定時総会を開催し、本年度(事業年度:8月～翌年7月)の事業計画を決定し各種活動を行っている。また同年11月に成年後見事例研修会を開催した。
団体名	山形さくら町病院
活動状況	患者からの希望がある場合に診断書を作成している。また通院中、入院中の患者や家族に対し、必要時には制度の説明や利用促進を行っている。
団体名	やまがた市民後見サポートセンター
活動状況	「終活の基本とエンディングノートの活用法」をテーマとしたセミナーを、12月13日に新庄市エコロジーセンター研修室で行った。 セミナー内で死後事務委任契約等の内容にも触れている。
団体名	山形県健康福祉部高齢者支援課
活動状況	令和7年度市民後見人養成研修を開催。受講者22名、うち山形市在住者は4名。
団体名	山形家庭裁判所
活動状況	・制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明(講師派遣等)、各種統計資料等の数値提供 ・地域連携ネットワーク機能の強化、福祉・行政と司法との相互理解の促進を目的とした、県・自治体担当者との意見交換 ・県による自治体担当者向け研修会、自治体が主催する協議会等へのオブザーバー参加(内容に応じ、支部・出張所を含めて対応) ・受任者調整会議へのオブザーバー参加 ・専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力

令和8年度 山形市の成年後見制度利用促進の取組(案)

●「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直し

現在の「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直しを行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

現在の「市利用促進基本計画」は「山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)」の中に位置づけているが、「第10期計画(計画期間：令和9～11年度)」策定に伴い、内容の見直しを行う。

- ・令和8年度第1回協議会にて案を提示し、協議を行う。具体的な内容の検討は事務局にて行う。
- ・従来同様、「山形市高齢者保健福祉計画(第10期介護保険事業計画)」の中に位置付ける。
- ・国次期計画(R9～の見込み)の内容について情報収集し、必要な内容を反映させる。

1. 地域連携ネットワークの強化

- (1) 「山形市成年後見推進協議会」を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

(R7)・第1回…令和7年8月1日開催。 ・第2回…令和8年2月17日開催。

従来同様に開催する。

- (2) 成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員児童委員、福祉協力員】

(R7)民生児童委員、福祉協力員、介護事業所へ後見センターチラシ等を用い、制度周知を行っている。

今後は情報共有や事例検討等を行う必要がある。

- ・各種団体と連携し、効果的な制度周知を行う（医療機関、金融機関 等）。
- ・民生児童委員、福祉協力員、介護事業所等、既に制度説明を行っている団体には、引き続き情報共有を行うとともに、事例検討等の機会を検討する。

(3) 制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者の見守り活動との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

(R7)前項と同様、制度周知は行っている。今後はより具体的な連携方法の検討が必要である。

- ・ 民生児童委員、福祉協力員に引き続き情報共有を行うとともに、事例検討等の機会を検討する。
- ・ 町内会・自治会においては、制度周知の機会を検討する。

2. 周知・広報

(1) 成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等】

(R7)「センターだより」を令和7年5月に500部発行。金融機関、介護保険事業所等に配布した。

令和8年1月に500部発行。金融機関、介護保険事業所、病院などに配布した。

- ・ 相談対応のほか、各種研修会等の機会にパンフレットを活用して制度説明を行う。
 - ・ センターだよりを年2回、各500部発行する。
- 配布先：従来の配布先に加え、公民館・コミュニティセンター等への配布を検討する。

(2) 市民へのより効果的な制度周知のため、「広報やまがた」や「市公式ホームページ」への掲載に加え、SNS を活用した周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

(R7)年度中に、現在の「市公式ホームページ」の内容を改善するとともに、効果的なSNS活用方法を検討する。

- ・ 現在掲載している「市公式ホームページ」の内容を改善する。
- ・ 市広報課と効果的なSNS活用方法を検討する。

(3) 民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】

(R7) 民生児童委員、福祉協力員への周知は行っているが、地区関係者への周知がさらに必要である。

「取組1-(2)及び(3)」と同様、各機関と連携し、効果的な周知方法を検討する。

(4) 関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

(R7) 金融機関、障がい相談支援事業所、ケアマネジャーへの制度周知を行った。

パンフレット及びセンターだよりにて引き続き周知を行い、医療機関等にも拡大する。

(5) 地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する「出前講座」を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

(R7) 出前講座を14回実施した(町内会に4回、ひきこもりの家族会等に6回、事業所単位の研修会に4回)。

民生委員児童委員、町内会等に、地区単位での出前講座について周知を行う。

(6) 成年後見制度「市民セミナー」を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

(R7) 令和7年9月30日(火)開催。制度説明の集合型講義のほか、講義終了後に個別相談会を開催した。

例年同様、制度説明の集合型講義のほか、講義終了後に個別相談会を開催する。

(7) 任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

(R7) パンフレットやセンターだよりにより各種類型の記載を行っている。

引き続き周知ツールへの各種類型の掲載を行う。制度の実情を把握し、掲載内容を検討する。

3. 相談対応

- (1) 「総合相談窓口＝成年後見センター」「身近な相談窓口＝地域包括支援センター・障がい相談支援事業所」等、支援が必要な方のニーズに応じた相談窓口の周知を行う。

相談においては、相談者のニーズに応じた適切な対応を行うため、専門職団体、法テラス、福祉まるごと相談や生活サポート相談等の関係機関と連携して対応する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

(R7)・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」「障がい者福祉制度利用のしおり」等に相談窓口を掲載した。

・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行い、連携した対応を行っている。

- ・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」「障がい者福祉制度利用のしおり」等に相談窓口を掲載する。
- ・障がい福祉制度説明会において、市民に対して制度の利用や相談窓口の周知を行う。
- ・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行いながら、連携した対応を行う。

- (2) 相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等の職員に対する研修を実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

(R7)・後見センター：制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施した。

・包括、相談支援事業所：「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」を共有した。

- ・後見センター：制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施する。
- ・包括、相談支援事業所：「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」の使用拡大を図る。

4. 成年後見制度利用促進

- (1) 市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、福祉サービス利用援助事業生活支援員としての活動を推進する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

(R7)市民後見人候補者の資質向上のため、フォローアップ講習を開催した。

- ・受任者調整会議における専門職からのリレー案件及び直接受任増加のための検討、調整を継続する。
- ・市民後見人候補者の資質向上のためのフォローアップ講習を開催する。

(2) 市民後見人及び候補者の交流・情報交換を行う「市民後見人連絡会」を開催するとともに、同組織による「出前講座」「市民セミナー」の運営を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

(R7) 前項のフォローアップ講習開催時に、活躍の場の機会創出の趣旨を説明し、「出前講座」「市民セミナー」における市民後見人候補者の制度説明や事例報告について検討することを提案した。

フォローアップ講習を連絡会組織化の契機とし、地域における制度の周知啓発、市民後見人制度の周知のため、「出前講座」「市民セミナー」において市民後見人候補者による制度説明や事例報告を行う取組について具体的に検討する。

(3) 専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】

(R7) 毎月定例で開催している。※令和8年1月現在、45件を協議した。

引き続き毎月定例で開催する。適切な受任者が選任されるよう、詳細なアセスメントを行う。

(4) 成年後見制度市長申立てを実施する。

【実施主体：山形市】

(R7) 申立 40件(高齢者 38件・障がい者 2件)。※令和8年1月末現在。

引き続き実施する。受任者調整を含め、円滑に事務を行うようにする。

(5) 後見人等報酬助成を実施する(本人・親族申立てを含む)。

【実施主体：山形市】

(R7) 報酬助成件数 48件(高齢者 44件・障がい者 4件)。※令和8年1月末現在。

引き続き実施する。R7 市長申立件数が多いため、R8 以降の報酬助成件数の増加が想定される。

・要綱の見直しについて検討する：被後見人が他市町村に居所変更した場合、基本的には転入先にて報酬助成を行うが、市町村によって助成対象の規定が異なり、調整を要することがある。

5. 後見人支援の推進

- (1) 本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催し、情報共有を行う。

後見活動開始後も、チームで連携した対応を行う体制を構築する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

(R7) 28回開催。令和8年1月末現在。

引き続き市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催し、情報共有を行う。

- (2) 専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、引き続き周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】

(R7) 専門職派遣事業 0回。 ※令和3年度からは通算9回。

「利用支援事業周知リーフレット」により専門職派遣事業の周知を行い、利用を促す。

- (3) 親族申立案件及び親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、円滑な後見活動を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

(R7) 親族申立案件や親族後見人の情報収集の機会について、効果的な手段が把握できていない。

専門職、家庭裁判所との連携を行い、親族申立案件や親族後見人の情報収集を行い、「利用支援事業周知リーフレット」の配布等、効果的な周知啓発方法について検討を行う。

「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」 使用状況について

成年後見制度の相談対応件数が増加していることから、地域相談支援機関において制度利用が適切か否かを初期段階でアセスメントするとともに、制度利用支援にあたり成年後見センターとの円滑な連携を行うために、「山形市後見制度活用検討チェックリスト(以下「チェックリスト」)」を作成し、令和7年度より共有している。

令和7年2月の市成年後見推進協議会において、「チェックリストの活用実績を分析し、内容の改善を行う」「介護事業所及び病院等の関係機関への拡大について検討する」「令和7年度協議会において報告を行う」としているため、提示するものである。

1. 地域相談支援機関の使用実態

地域相談支援機関へ令和7年12月までの使用実績について照会を行った。

回答をまとめたものが資料4-2である。

使用の有無

3分の1の地域相談支援機関で使用実績があった。

・使用したことがある = 13/33相談支援機関(包括10・障がい3)

・使用したことが無い = 20/33相談支援機関(包括4・障がい16)

(参考:令和7年4～6月)

・使用したことがある = 8/32相談支援機関(包括8・障がい0)

・使用したことが無い = 24/32相談支援機関(包括6・障がい18)

使用したケースについて

認知症や精神障がいなどで本人の判断能力が衰えて、各種手続き等が懸念されているのはもちろんだが、「身寄りが無い」「家族が精神疾患」「家族が協力しない」「親族が遠方、疎遠」と、本人に支援者がいない、というケースが殆どである。

・後見制度利用と福祉サービス利用のどちらが適切かを検討するケースもある。

●「親族の金銭管理をしているが、高齢なので将来が不安」との相談に使用し、「現状は不要。将来に必要になったら後見センターを紹介する」と回答したケースもある。

後見センターへの共有

- ・個別地域ケア会議における共有、市担当課経由での共有があった。
- ・早急な制度利用の必要性が無かったため、共有していないケースもある。
- 本人の判断能力の判断が難しく、共有していないケース、また、地域相談支援機関と後見センターの判断に相違が生じたケースがあった。

使用した機関の意見・感想

- ・「後見制度利用の判断の目安になる」「シートに沿って整理できる」等、好意的な感想が多かった。また、制度概要が簡潔に整理されているため、「経験年数の浅い職員が対応する際に役に立つ」との感想もあった。
- ・「相談業務のアセスメント」「(後見センター以外の)関係機関への相談」のツールとして有効であるとの感想があり、「身寄りがない、親族との関係性が希薄」なケースの支援検討に使用するなど、総合相談のツールとして活用できている。
- 「判断能力」に関する意見が複数あった。
未受診のケースは、地域相談支援機関の見立てと医師の診断が異なった場合、チェックリストの使用結果からの支援方法の見直しが必要になる。
そのため「判断基準の目安の記載が欲しい」という意見もあった。

使用しなかった理由

- ・20の地域相談支援機関ほぼ全てが「期間内に対象ケースの相談が無かった」という理由で使用しなかった。

使用しなかった機関からの感想・意見

- ・見やすい、利用の目安となる等、好意的な意見が多かった。
- ・まだ未使用だが、「今後使用したい」という意見が多かった。
- 「居宅支援事業所等への共有」「後見制度・権利擁護の周知啓発」
前述の「関係機関への相談ツール」と同様、相談支援機関のみで使用するのではなく、支援を行う関係者と共有が必要との意見があった。

2. 今後について

●チェックリストを使用した機関も増えており、未使用の機関からも今後使用する予定が多く寄せられているため、ツールとして有効である。

●後見制度利用の判断基準の他、近年増加している「身寄りのない方」への相談対応・支援検討のためのアセスメントツールとして使用されており、今後は、総合的な相談時のアセスメントツールのひとつになる可能性も有ると考えられる。

●改善点について

「判断能力の基準・目安」の記載についての意見が複数あったが、判断能力喪失についての行動や言動は症状によって人それぞれであるため、記載が困難である。

地域相談支援機関はあくまでも“初期相談”であり、職員の見立てで状況を共有し、必要であれば医療機関の受診を勧めるという対応について周知する。

●後見センターとの共有について

「初期相談＝地域相談支援機関」「各機関からのより専門的な相談＝後見センター」という明確な後見制度相談支援体制の構築については、会議での共有、市担当課も含めた共有事例もあったことから、今後構築されていくものと思われる。

●チェックリストの拡大

「介護事業所等への共有」の意見もあったように、支援に関わる関係機関が同じツールで情報共有することで、支援の検討が円滑に進むメリットは小さくない。

1年未満の共有期間であり、まだ全ての相談支援機関では使用していない状況だが、前述したように今後の使用拡大が見込まれ、使用することにより新たな意見や要望が増えることが想定される。

このようにチェックリストの改善に繋がることが期待出来るため、次年度以降、地域相談支援機関での使用実績が増えた状況で、他関係機関への拡大を検討する。

他関係機関との共有には、制度の「周知啓発」にも有効であると思われるため、その意味でも改善されたより良いものを共有する必要があると考えられる。

「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」使用実態（～令和7年12月）

1. 「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」使用の有無

●使用したことがある = 13/33 相談支援機関（包括10・障がい3）

●使用したことが無い = 20/33 相談支援機関（包括4・障がい16）

2. 「1.」で「使用したことがある」を選択した機関にお聴きします。

どのようなケースで使用・対応しましたか。具体的に教えてください。

- ・ 認知機能が低下しているが、近くにいる家族が精神疾患、他親族は遠方在住のケース。
- ・ 同居のキーパーソンが闘病中のため、認知症の本人の各種手続きが難しくなるケース。
- ・ 親族の遺産相続にあたり、認知症の本人では手続きが難しいケース。
- ・ 全く身寄りがないため、面談時に「もしもシート」と共にアセスメントに使用した。
- ・ 高次脳機能障がいの独居男性。通帳管理出来ないが、県外在住の親族が協力しない。
- ・ 認知症の独居女性。金銭管理出来ず浪費してしまい、食料品の購入が出来ない。
- ・ アルツハイマー型認知症中等度の独居女性。親族が県外で、子供がいない。
- ・ 独居の認知症高齢者。親族は県外。後見申立が予測され、タイミングを計るため活用。
- ・ 独居。親族とは疎遠で、近所の方が生活支援をしているケース。
- ・ 浪費を繰り返し生活困窮しているが、キーパーソンが精神疾患のある娘。
- ・ 障がいのある親族の金銭管理をしているが、高齢となり継続できるか不安との相談。
- ・ 独居で認知症が進んできたケース。後見と福サどちらが適切か検討するために使用。
- ・ 徘徊、窃盗行為があり、単身生活が困難。山形に縁や身寄りがない。
- ・ 精神障がい、単身。金銭管理や意思決定面に心配がある。

市成年後見センターと共有しましたか。共有した場合は経過も教えてください。

- ・ 共有した。個別地域ケア会議を開催し、状況把握及び今後の支援方針の確認、関係者間で今後の支援の方向性を確認した。市長申立による制度利用の助言を頂き申立に至った。
- ・ 包括として共有はしていないが、長寿支援課ようご支援係経由で共有された。
- ・ 先に障がい福祉課と共有し、障がい福祉課から後見センターに共有された。
- ・ 共有していない。検討が必要なタイミングになれば共有する予定。
- ・ すぐに制度を利用するという相談ではなかったため共有していない。
- ・ 後見センターとの共有までは行わず、包括内もしくはケアマネと共有している。
- ・ アセスメント内容は共有したが、判断に迷う項目も多く、リストは共有しなかった。
- ・ チェックリストで「後見が必要」「後見人就任まで福サも利用可能」と判断したが、後見センターの面談により、福サ利用に至らず、民間の身元保証サービス利用となった。
- ・ 複数にチェックがついたが実際には活用にならなかった為、ハードルは高いと感じた。

使用・共有した感想及び改善等のご意見をお聞かせください。

- ・視覚的にわかりやすいリストだと思う。
 - ・具体的な支援、後見制度利用の必要性について「財産管理」の項目が判断の目安になる。
 - ・成年後見制度を利用するための判断の目安になった。
 - ・福サで対応可能な内容が分かり、後見センターの助言も頂くことができて良かった。
 - ・相談業務においてアセスメント時のツールの一つとして活用している。
特に身寄りのない方や親族等との関係性が希薄な方の支援時に使用することがある。
 - ・相談を受けるにあたり、シートに沿って確認することで整理することができた。
 - ・後見センターへの情報提供の際にポイントを絞って伝えることが出来る点も良い。
 - ・経験年数の浅い職員が対応する際にも役に立つと思う。
 - ・「金銭管理を今後継続できるか不安」との相談に対してチェックリストを活用し、「判断能力が有るのでまだ先の話である」と伝えることが出来た。
 - ・当事者への説明もしやすく、自身で今できることが何かを一緒に考えることができる。
 - ・福サか後見制度かの判断材料として有効と考える。
 - ・後見制度活用が妥当かどうかを関係機関に相談する材料としてひとつのツールになる。
-
- ・判断能力に関しては、明らかに保佐～後見相当と判断出来そうな理解力の方以外は、後見の診断書を書く医師の判断に委ねられるため難しいと感じた。
 - ・判断能力のチェックは、アセスメント者の見立てで良いのか、医療的根拠をもったものか、共通認識をしておいた方が良いと思う。
 - ・判断能力の評価が難しい。医師の意見書によるところが大きいですが、後見以下となった場合、支援の方向性が見直しが必要となるため、判断基準の目安があるといい。

3. 「1.」で「使用したことが無い」を選択した機関にお聴きします。

使用する機会が無かった理由を教えてください。

- ・対象となるケースが無かった。
 - ・制度を必要とする相談が無かった。
 - ・期間内に該当者がいなかった。
- との回答が多数。
-
- ・リストがあることは知っていたが、すでに方針が決定している事案や、明らかに後見類型と判断がつく事案であり、迷うことがなかったため。

チェックリストに関する感想及び改善等のご意見をお聞かせください。

- ・客観的な判断に繋がり、使いやすい。 ・すぐに確認出来るので参考になる。
- ・後見か福サか迷う際の判断材料として見やすくとてもよい。
- ・まだ使用頻度が少ないが、このシートがあることで今まで判断に迷っていた事例に照らし合わせる機会が生まれ有難い。今後も必要に応じて使用していきたい。
- ・成年後見制度を利用すべきか迷うケースは多い。
チェックリストを使用することで適切な利用に繋げることができると思う。
- ・成年後見利用を検討する目安となっておりとても良い。
- ・詳細に行動の可否が分かれているため分かりやすく、全体的に簡潔で見やすい。
- ・確認項目がもれなく記載されており、使いやすいと思われる。
- ・手続き内容や理解力により利用制度を判断できるので、機会があれば使いたい。
- ・今後、福サの利用について検討している方がいるので、利用することになると思う。
- ・今後、必要性がある案件が出たら利用したい。

- ・今後は、居宅支援事業所等にも共有が図られると良いと感じる。
- ・経験の浅い職員に積極的に活用してほしい。
- ・チェックリストと成年後見制度の周知啓発に力を入れていただきたい。
- ・相談が寄せられるよう権利擁護の周知啓発が必要。
- ・市長申立の可能性が高い場合に、市と相談できるツールとしても活用できると感じた。

- ・より見やすい字体（大きさ）にしてほしい。

山形市成年後見制度活用検討チェックリスト

令和 年 月 日

利用者名： 記入者職氏名：

アセスメントの結果、家族等の支援が受けられない、または、家族等の代理行為が認められない等で、契約行為、財産管理等の課題がある方に使用します。

- ・○にチェックがある場合は「福祉サービス利用援助事業」の活用を検討する必要があります。
- ・□に1つでもチェックがある場合は「成年後見制度」の活用を検討する必要があります。

◆ 1 判断能力

① 何らかの認知症、知的障がい、精神障がい有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している＝判断能力が不十分。【補助相当】	○
② 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる＝判断能力が著しく不十分。【保佐相当】	○
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ支援を必要とする＝判断能力が全く無い。【後見相当】	□

◆ 2 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要。	○
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	○
③ 各種手当等の受取り手続きが必要。	○
④ 年金・生命保険などの請求の手続きが必要。	□
⑤ 税金の申告が必要。	□
⑥ アパート賃貸借等、各種契約の手続きが必要。	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪ 遺産相続（相続放棄含む）の手続きが必要。	□
⑫ 裁判所の手続き（自己破産等）が必要。	□

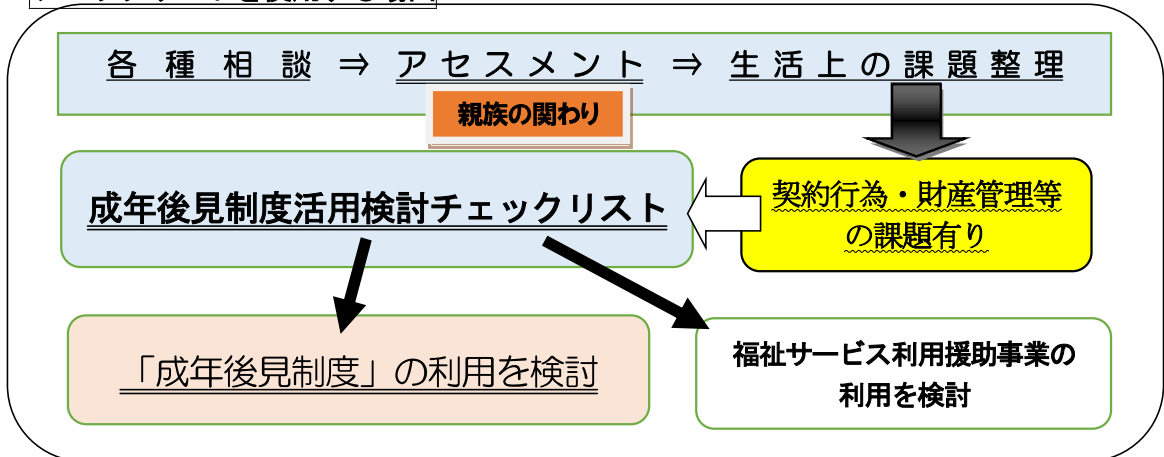
◆ 3 身上保護

① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	○
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

令和7年2月 山形市成年後見センター

山形市成年後見制度活用検討チェックリストの使用について

チェックリストを使用する場面



チェックリストの視点

- 後見相当で判断能力が全く無い方は、福祉サービス利用援助事業や身元保証等の契約をすることは出来ませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族等の支援者がいない、また、いても高齢や遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、制度利用を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることは出来ませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 申立から審判が下りるまで期間を要します（1～2ヶ月。それ以上の場合もあります）。
- 後見人は、状況を総合的に判断して、家庭裁判所が選任します。
申立の際に記載する受任候補者が選任されない場合もあります。
- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

もしもシート

もしもの時のために「わ・た・し」が備えておくこと

明日のわたしのために、できること。
年齢は関係ありません。今備えられることから始めましょう。

氏名：

記入日：

年

月

日

	項 目	協力者・連絡先	要検討	備考
病 気 に な っ た ら	通院、入退院の付き添いを頼める人			
	入院の際に保証人、身元引受人になってくれる人			
	入院中の用事を頼める人 *簡易な用事：買い物など			
	*煩雑な用事：市役所等への手続き・金銭管理 など			
	自分だけでは判断ができない時に、医療的な判断 について相談できる人・任せることができる人 *病状説明・手術の同意、立ち合いなど			
自 分 だ け で は 判 断 で き な く な っ て き た ら	金銭・財産管理を任せることができる人			
	医療的な判断について相談できる人・任せるこ とができる人（上と重複）			
	市役所等への手続きなど代行してくれる人			
	アパートや施設の契約の際に保証人、身元引受人 になってくれる人			
	日常生活のサポートをしてくれる人 *買い物・食事の準備・掃除・洗濯・ ゴミ出し・入浴など *その他ちょっとした困りごと			
亡 く な っ た 後	亡くなった後のことを任せることができる人 *葬式・経費・お墓 *住まいの片付けや財産処理			
そ の 他		(協力者・場所)		
	ペットの世話			
	災害時の避難について			

山形市成年後見推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者（以下「認知機能に障がいを有する者等」という。）の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行うため、山形市成年後見推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

- (1) この市における成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) その他認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に資すること。

(構成)

第3条 推進協議会の委員は、認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者として次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利擁護関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 行政関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進協議会に会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより特定の個人、団体等に不利益をもたらすことが予見される場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の会務を処理させるため、福祉推進部に事務局を置く。

2 事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。